

# 平成26年第7回臨時会議事日程（第1号）

平成26年11月26日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（専決第1号））
- 日程第5 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第63号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第64号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第65号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第66号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月26日	水	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成26年第7回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成26年11月26日  
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
開 会 11月26日 10時00分  
応 招 議 員 1 番 是石 直哉 6 番 丸谷 一秋  
2 番 山本 定生 7 番 今津 時長  
3 番 太田 文則 8 番 是石 利彦  
4 番 梅津 義信 9 番 若山 征洋  
5 番 横川 清一 10番 花畑 明  
不 応 招 議 員 なし  
出 席 議 員 応招議員に同じ  
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 今富壽一郎 会計管理者 友田 博文  
総 務 課 長 江河 厚志 健康福祉課長 上西 裕  
企画財政課長 奥田 健一 上下水道課長 赤尾 肇一

本会議に職務のため出席した者の職氏名  
局 長 奥邨 厚志  
書 記 守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。ただいまから、平成26年第7回吉富町議会臨時会を開会をいたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩をいたします。再開は、午前10時15分といたします。議会運営委員会の委員は、委員会室へ御参集をください。

午前10時00分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、横川議員、丸谷議員の2名を指名をいたします。

---

日程第2. 会期の決定について

○議長（花畑 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日11月26日の1日間としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日11月26日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

---

日程第3. 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））

日程第4. 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（専決第1号））

日程第5. 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6. 議案第62号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

日程第7. 議案第63号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

日程第8. 議案第64号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて

日程第9. 議案第65号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について

日程第10. 議案第66号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第11. 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一  
般会計補正予算（専決第2号）

○議長（花畑 明君） 日程第3、議案第59号から日程第11、議案第67号までの9議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 議案第59号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））、議案第60号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（専決第1号））、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について、議案第64号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第65号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第66号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第67号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））。

以上です。

○議長（花畑 明君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第7回臨時議会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともに極めて御多用の中を御出席いただきまことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件3件、条例案件2件、予算案件4件について御提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第59号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

源泉所得税の徴収漏れが確認されたことに伴う未納付分の立替金支払い並びに延滞税及び不納

付加算税の納付のため、平成26年度吉富町一般会計補正予算を平成26年10月31日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第60号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案と同様に、水道事業において、源泉所得税の徴収漏れが確認されたことに伴う未納付分の立替金支払いのため、平成26年度吉富町水道事業会計補正予算を平成26年11月10日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第61号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成26年8月の人事院勧告に基づき、これを実施するため、一般職の職員の給与改定等を行うものであります。

議案第62号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。一般職の職員に準じて、給与改定を行うものであります。

議案第63号から議案第66号までの補正予算につきましては、給与条例の改定に伴う人件費の補正であります。

議案第63号は、平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、既定の歳入歳出予算に、それぞれ609万7,000円を追加し、予算総額を33億7,958万5,000円とするものであります。

議案第64号は、平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算にそれぞれ18万5,000円を追加し、予算総額を8億2,147万8,000円とするものであります。

議案第65号は、平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算にそれぞれ32万5,000円を追加し、予算総額を3億3,745万9,000円とするものであります。

議案第66号は、平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出に36万2,000円を追加し、収益的収入を1億7,726万8,000円、収益的支出を1億7,137万円とするものであります。

議案第67号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

追加提案いたしました議案第67号は、平成26年11月21日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、同日付で当該補正予算を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上、提出議案については行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第59号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明申し上げます。

では、平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第1号）の1ページをお願いいたします。

平成26年度吉富町の一般会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億6,912万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

私からは、以上でございます。

○議長（花畑 明君） 会計管理者。

○会計管理者（友田 博文君） 詳細説明につきましては、一般会計補正予算（専決第1号）の6ページをお願いいたします。歳入で、19款諸収入3項雑入1目雑入4節雑入で230万円の増額補正であります。これは源泉所得税相当額返還金であります。

7ページをお願いいたします。歳出で、2款総務費1項総務管理費4目会計管理費で252万4,000円の増額であります。その内訳といたしまして、12節役務費で配達証明郵便料といたしまして2万4,000円、22節補償補填及び賠償金で、源泉所得税立替金14業者といたしまして230万円、延滞税及び不納付加算税といたしまして20万円であります。13款予備費1項予備費1目予備費で22万4,000円減額し、実質的に歳入に充用するものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） それでは、これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

では、本案に対しての御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっとお尋ねします。7ページの今説明の中で、予備費から

22万4,000円を補填したとあります。230万円は252万4,000円の補正額全額を、補正をせずに予備費から22万4,000円を足した理由ちゅうのはどういうことですか。その辺ちよつとよくわからんで。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回の、歳出補正に伴います通信運搬費、さらには延滞税及び不納付加算税につきましては、新たにその財源を確保するよりも予備費を充当させるほうが適切な処理であると判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。まず反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号専決処分の承認を求めることについてはこれを承認することに決しました。

日程第4、議案第60号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 議案第60号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

源泉所得税の徴収漏れが確認されたことに伴う未納付分の立替支払いのため、当該補正予算を

専決により行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものでございます。

それでは、平成26年度吉富町水道事業会計補正予算書（専決第1号）の3ページをお願いいたします。お開きください。

収入は、1款3項3目その他特別利益で1万2,000円でございます。源泉所得税相当額返還金でございます。支出は、2款3項3目その他特別損失1万3,000円です。源泉所得税立替金でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（花畑 明君） それでは、これから質疑を行います。本案に対する御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決しました。

日程第5、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明申し上げます。

議案第61号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容の説明の前に、平成26年度の人事院勧告のポイントにつきまして簡単に御説明申し上げます。その後、改正条例の内容につきまして御説明をさせていただきます。



本年は、民間の情勢を反映しまして、公務と民間の給与比較の結果、月例給、ボーナスのいずれも民間が公務を上回ったため、7年ぶりに引き上げることとしております。月例給につきましては、民間給与との格差0.27%を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、俸給表の水準を引き上げ、ボーナスを0.15月分引き上げ、勤務実績に応じた給料の推進のため、勤勉手当に配分するように勧告をされております。

また、俸給表や諸手当のあり方を含めました給与制度の総合的見直しということで、地域の民間給与水準を踏まえまして、給与表の水準を平均で2%引き下げ、地域手当の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分などが勧告されております。

この制度の総合的見直しでは、平成27年の4月から3年間で実施、俸給の引き下げについては、3年間の経過措置などがございます。

それでは、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。お手元に新旧対照表がございますので、1ページから2ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年）条例第68号の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項第2号口中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ハ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号ニ中「8,900円」を「1万円」に改め、同号ホ中「1万1,300円」を「1万2,900円」に改め、同号ヘ中「1万3,700円」を「1万5,800円」に改め、同号ト中「1万6,100円」を「1万8,700円」に改め、同号チ中「1万8,500円」を「2万1,600円」に改め、同号リ中「2万900円」を「2万4,400円」に改め、同号ヌ中「2万1,800円」を「2万6,200円」に改め、同号ル中「2万2,700円」を「2万8,000円」に改め、同号ヲ中「2万3,600円」を「2万9,800円」に改め、同号ワ中「2万4,500円」を「3万1,600円」に改める。

第15条第1項第2号中「前項」を「前号」に改める。

第19条の2第1項中第11条の次に「第1項」を加える。

3ページをお願いいたします。第21条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

3ページから4ページをお願いします。附則第16項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の1.3125」を「100分の1.5375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の

102.5」に改める。

4ページから9ページでございますが、別表1の給料表を先ほど申しました平均改定率で約0.3%の増額改定をするものであります。

10ページから12ページをお願いいたします。「第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する」ということで、第13条の4第2項第1号中「4級地」を「5級地」に改め、同項第2号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の一部を加える。(3)で「7級地100分の3」、第13条の5第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第19条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に、「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。「2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項に規定する職にある職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。」

第19条の2第2項の次に次の項を加える。「3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。(1) 第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき8,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)。(2) 前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額」。

第21条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第23条の2中「、第13条の5」を削る。

附則第13項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第16項中「100分の1.2375」を「100分の1.25」に、「100分の1.5375」を「100分の1.425」に、「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改める。

12ページから18ページでございますが、先ほど申しました給与制度の総合的な見直しということで、別表1の給料表を、民間賃金の低い地域における官民給与の実情により適切に反映させるため、給与表水準を平均で2%引き下げ、1級の全号級、全ての号級ですね、それと2級の初任給にかかわる号給の引き下げはありませんで、3級以上の級の高位号給は最大で4%程度引き上げ、5級及び6級に号給を増設するものでございます。

附則でございます。

(施行期日等) 第1条、これは議案のほうに載っております。13ページでございます。施行期日等で「第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし第2条及び附則第4条から7条までの規定は、平成27年4月1日から施行する。」

2、第1条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項及び附則第16項の改正規定を除く。附則第3条において同じ。)による改正後の給与条例(附則第3条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整) 第2条、適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号級については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要を認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払) 第3条、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整) ということで、14ページでございます。第4条、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替に伴う経過措置) ということで、これは3年間の経過措置になります。第5条、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において、受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(「給与条例附則第13項」の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下、この項において「特定職員」という。)にあって、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

2、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めるときは、当該職員には規則の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

3、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当

該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給する。

第6条、前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第20条第5項（給与条例第21条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第13項第2号から第4号までの規定の適用については、給与条例第20条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例 号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。

15ページをお願いします。（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）でございます。現時点では、該当はありませんけれども、第7条切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左の欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条の4第2項第1号100分の10、100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合、第13条の4第2項第2号100分の6、100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合、13条の4第2項第3号100分の3、100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合、今の1、2、3号につきましては「地域手当」になります。

13条の5第2項、これは「単身赴任手当」になります。30,000万円、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額。

（規則への委任）第8条、附則第2条から前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上、よろしく御審議方お願いをいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今担当課長の、前半、今回の人勧のポイントということで説明がありましたんですが、全体に民間との給与格差を埋めるんだということだったと思います。数字はいろいろありましたんですが、その中に若年層に手当ををするんだと、たしかそう言われたと思うんですが、高齢者、高齢者というとおかしいな、年齢の高い職員方と若い人は全体にこう上がるんだろうと思うんですが、そこんどこですね。後半のところ、地域の民間給与を比較して、2%とか4%下げるとかっちゃうことがありました。その辺をもうちょっとかいつまんで教えていただきたいと思います。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 世代間の給与配分の見直しの観点といたしますか、若年層の給料表が民間よりも低いということで、今回の改正でなってるんですけども、年齢を50歳以上に行くほ

ど多くもらうというふうな形になっておりますので、若年層から、若年層は落とさないようにして、50歳代に近づくほど給与を下げていくというふうな形になっております。先般の全協の中で、放物線をお示ししたと思うんですけども、そういう形の給料表になっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 放物線っちゅうんですかね、曲線は示していただきました。人勧が示すカーブと吉富町の年代別のカーブを高齢の方々には抑えるんだという説明を受けたと、私、一応そういうふうに理解してあったんですが、要するに、人勧というのは全国をあまねく調べながら今回は上げましょうということだったんだろうと思うんですが、依然中央とこの地域ですね、吉富近辺は民間の給与アップにまだタイムラグというなかなかそれに追いついてこないという事情があるかと聞いておりますが、この議案を町民が捉えたとき、我々は給与はなかなか収入が下がっているにもかかわらず役場職員はどうなんだというふうに、我々が、私が聞かれたときにどのような説明をしたらいいかちゅうのを悩んでおまして、要するに、公務員給与が、この田舎では、給与の水準をリードするっちゅうことはよくわかるし、地域の経済を下支えするということはよくわかります。しかし、町民のイメージですかね、そういうものをどのように捉えているか、どのように説明していいか、この場で答えるのは難しいかと思っておりますのでちょっと。その差はぐっと抑えようとする若者に、若い職員にある程度下げないようにということでもよろしいんでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） はい、そのとおりでございます。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石直哉です。ただいまより、議案第61号一般職の職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成討論をいたします。

かねてより私は、公務労働者の賃下げには反対してまいりました。今回相対的に見て賃上げと  
いうことで評価いたします。

それと、まだまだ景気の回復は見られない中ではありますが、公務員の給与が上がることによ  
り、それに続き、それに見習い、賃上げの気運が社会全体隅々まで高まることを期待します。加  
えて若年、若者に重点を置いていることも高く評価できます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） ほかに賛成討論は。是石議員、いいですか。

○議員（8番 是石 利彦君） はい。

○議長（花畑 明君） それでは、討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号一般職の職員の給与に関  
する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第62号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一  
部を改正する条例の制定についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。総務  
課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明申し上げます。議案第62号は単純な労務に雇用される職員  
の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

第1条、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように  
改正するというので、「別表を次のように改める」ということで、新旧対照表の19ページか  
ら25ページまでの労務職給料表であります。一般職と同様に平均改定率で約0.3%程度の  
増額改定をするものであります。

第2条で、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のよう  
に改正するというので、26ページから32ページまでの労務職給料表であります。これも  
一般職と同様に民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映させるために、給  
与水準を平均で2%引き下げるものであります。で、この給料表に該当する職員は、給食調理員  
の方4名分に該当します。

それから、附則でございます。これは議案書の25ページからになります。附則でございます。

（施行の期日等）第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第4条及  
び附則第5条の規定は平成27年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する

条例（附則第3条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）第2条、適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号級については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）第3条、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準、26ページになります、基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号級の調整）第4条、切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）第5条、切替日の前日から引き続き同一の労務職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2、切替日の前日から引き続き労務職給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3、切替日以降に新たに労務職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（規則への委任）としまして、第6条、附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとさせていただきます。

以上、よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。まず、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番是石直哉です。議案第62号について、先ほどの議案第61号と同様の内容により、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 先ほども同じ意見なんですけども、終わったものとして、人事院勧告の実施は、スト権が認められていない地方公務員にとって当然のことです。よってこの条例の制定について賛成いたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第63号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題いたします。担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明申し上げます。それでは平成26年度の吉富町一般会計補正予算（第5号）1ページをお願いいたします。

平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ609万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,958万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算



の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、事項別明細書の7ページをお願いいたします。

2、歳入です。9款地方交付税、1項1目1節普通交付税ですが、今回の歳出に見合う分といたしまして、609万7,000円を補正計上するものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 歳出でございます。それぞれ給料と職員手当等、それから共済費の補正になります。全体で人事院勧告に伴います給与等の差額分と、それに増額に伴います共済費の負担金の増額になります。で、人件費でトータルで555万円、それから、9ページの繰出金、これは国保になりますけれども18万5,000円、それから11ページの負担金補助及び交付金、これは水道事業への補助金、これも給与関係になります36万2,000円、それで合計額としまして609万7,000円になります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

補正予算書の1ページをお開きください。続いて歳入の7ページ、歳出の8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、歳入歳出全般について、ございませんか。

次に、14ページ、給与費明細書をお開きください。15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、補正の18ページです。以上、予算書全般についての御質疑はございませんでしょうか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 600万円を超える補正であります。給与に関するということですので、これは、いつから施行されるちゅうか、いつからの給与に反映されるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 1月からになると思います。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 1月ということは来年の1月ですね。1、2、3カ月分ということではよろしいんですね。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 差額分は、26年の4月から、4月から12月までの分が差額になります。その差額分を27年の1月に支給するということです。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第64号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 議案第64号について御説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては人事院勧告の改定によるものでございまして、内容等につきましては一般会計と同様でございます。既定額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額はそれぞれ8億2,147万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、給与改定に伴う職員2名分の給与2万9,000円、職員手当等12万9,000円、共済費2万7,000円でございます。財源につきましては、一般会計からの18万5,000円を繰り入れる内容となっております。

よろしく御審議方お願いいたします。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。歳入の6ページ、歳出の7ページ、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） これについても、先ほど総務課長にお尋ねしたように、いつから施行されるのかと、さかのぼってちゅうの、それもちよっとお願いします。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 26年4月からということで一般会計と同様でございます。  
（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 挙手をされてください。どうぞ是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） その、内訳っちゅうかね、今課長は、補正されたものが4月から12月までに差額を支給する。その後は、1、2、3は通常のやつで払うと609万幾らはそうだったと思いますが、18万幾らというのがそうなるんですか。それをちょっと。

○議長（花畑 明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） さかのぼって遡及するものでございまして、4月から来年3月分を計上させていただいております。

○議長（花畑 明君） 是石議員どうぞ。

○議員（8番 是石 利彦君） 総務課長の答弁聞いてなかったですか。だから同じように答えるかなと私思ったから質問したんです。課長はどう言ったですか。4月から12月までの差額分と、その差額が充当された分が1から3月までですよ。そう答えていただきました。一緒かな。表現を正しく同じように言ってもらいたいですね。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） はい、健康福祉課長答弁を。

○健康福祉課長（上西 裕君） 差額分として、4月から11月分てこと。して、12月から3月分ということです。

○議長（花畑 明君） 1、1……。

○健康福祉課長（上西 裕君） 1月から、済いません。

○議長（花畑 明君） よろしいですか。答弁をきちっとされないとやっぱりね。いけないと思います。

それでは、次に、給与費明細書8ページをお開きください。9ページ、並びに10ページ、補正予算書全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） いいですか。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、議案第65号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 議案第65号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,745万9,000円といたします。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

6ページをお開きください。歳入5款1項1目繰越金1節前年度繰越金で32万5,000円の増額補正でございます。歳出の総計額を計上させていただいております。

次に7ページをお願いいたします。2款1項1目2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人員費の総合計が32万5,000円の補正でございます。これにつきましては、先ほどより御説明を申し上げておりますとおり、人事院より本年の給与勧告に基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。歳入の6ページ、歳出の7ページ、歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 次に、給与費明細書8ページから9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで。以上、補正予算書全般についての御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第

3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

続いて日程第10、議案第66号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 案第66号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書第2号をお開きください。1ページでございます。第2条から御説明をいたします。

平成26年度吉富町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正をいたします。

第1款水道事業収益、補正予定額36万2,000円を計上いたしまして、合計1億7,726万8,000円に改めます。第2項営業外収益も同様に補正額36万2,000円を追加いたしまして、4,860万1,000円に改めます。

第2款水道事業費、これは支出でございます。補正予定額36万2,000円を追加いたしまして、1億7,137万円に改めます。

第1項営業費用、これも同様に36万2,000円を補正をいたしまして、1億5,619万7,000円に改めます。

第3条予算第5条中3,460万円を3,496万2,000円に改めます。

第4条予算第6条中4,157万1,000円を4,193万3,000円に改めます。

次に2ページをお開きください。収益的収入及び支出で収入につきましては、1款2項2目補助金1節他会計補助金で、一般会計からの補助金36万2,000円でございます。支出につきましては、2款1項2目配水及び給水費と4目総係費で、人件費の補正36万2,000円でご

ざいます。

以上でございます。

○議長（花畑 明君） それでは、これから質疑を行います。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。続いて次に2ページ、補正予算実施計画ですね。次に3ページ、4ページ、予定貸借対照表、5ページ補正予算明細書、次に給与費明細書、6ページ並びに7ページ。以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第11、議案第67号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明申し上げます。平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号）の1ページをお願いいたします。

平成26年度吉富町の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億7,348万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、事項別明細書の6ページをお願いいたします。2の歳入です。

9款地方交付税1項1目1節普通交付税として、8,000円を補正計上するものでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（花畑 明君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 13款国庫支出金、3項の委託金、1目の総務費委託金としまして、衆議院議員の選挙及び最高裁判所国民審査費委託金としまして436万円を計上しております。これにつきましては、前回の実績が443万7,000円ほどございましたので、8万円ほど、正確には7万7,000円を減額して予算計上をしております。

7ページをお願いします。歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、5目で衆議院議員選挙費ということで、436万8,000円を補正するものでございます。節につきましては、1節報酬で50万円、3の職員手当等で229万2,000円、7の賃金で10万9,000円、8の報償費47万円、9旅費で4万円、11需用費で41万4,000円、12役務費で52万3,000円、それから14使用料及び賃借料としまして2万円を補正するようにしております。それで、国庫支出金が436万円で、あと、それぞれの節で1,000円を継ぎ足した金額の8,000円が一般財源になっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） それでは、これから一括で質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度吉富町一般会計補正予算（専決第2号））は、これを承認することに決しました。

---

○議長（花畑 明君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て議了をいたしました。これをもちまして、平成26年第7回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時29分閉会

---